

国民年金・医療費助成制度・後期高齢者医療

国民年金 問 市民課医療年金係 ☎63-0136

国内に住む20歳以上60歳未満の方はすべて国民年金へ加入することになっています。
 加入者のことを「被保険者」と言い、職業などにより3種類に分類され、加入方法や納付方法などが異なります。
 ※第1号被保険者の方で国民年金保険料の納付が困難な場合は「免除制度」があるので、詳しくは市民課医療年金係または年金事務所までお問い合わせください。

種別	現在の職業など	納付方法
第1号被保険者	自営業や学生など	ご自身で納付します(加入手続き後、納付書が送付されます)
第2号被保険者	会社員(厚生年金)、公務員(共済組合)加入者	勤務先が納付します(給料から差し引かれます)
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者	ご自身の納付は不要です(配偶者が加入する制度が負担します)

こんなときは国民年金の届出を ※年金手帳と印鑑をお持ちください

こんなとき	届出先
会社を退職したとき ⇒第1号被保険者になる手続きをする(扶養されている配偶者も同じ)	市役所
配偶者の扶養からはずれたとき ⇒第1号被保険者になる手続きをする	市役所
結婚や退職などで配偶者の扶養になったとき ⇒第3号被保険者になる手続きをする	配偶者の勤務先
配偶者の会社が変わったとき ⇒第3号被保険者になる手続きをする	配偶者の新しい勤務先
離婚や配偶者が死亡したとき(第3号被保険者のみ) ⇒第1号被保険者になる手続きをする	市役所

※手続きに必要な書類はそれぞれ異なりますので、詳しくは届出先にお問い合わせください。
 なお、年金受給中の方の手続きについては、各支払機関(年金事務所・共済組合など)へご確認ください。



医療費助成制度 問 市民課医療年金係 ☎63-0136

次に該当する方は医療費助成を受けることができます。助成を受けるためには申請が必要です。詳しくは市民課医療年金係までお問い合わせください。

助成の種類	対象となる方	所得制限
重度心身障がい者	▶身体障害者手帳1級、2級、内部障がい(※)3級の交付を受けている方 ※内部障がい…心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、小腸またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓機能の障がい ▶療育手帳A判定の交付を受けている方、または重度の知的障がい者と診断された方 ▶精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方	あり
ひとり親家庭等	【子】 ▶18歳になる年度の末日(3月31日)までのお子さんと次のいずれかに該当する子 ・ひとり親に扶養または監護されている ・家庭に重度心身障がい者の親がいる ・両親の死亡または行方不明などの理由により、他の家庭において扶養されている ▶18歳以上20歳未満で学生または無職のためひとり親に扶養されている子 【母または父】 ▶18歳になる年度の末日(3月31日)までのお子さんがおり次のいずれかに該当する母または父 ・ひとり親家庭で子を扶養または監護している ・配偶者が重度心身障がいの状態にある ▶18歳以上20歳未満の子を学生または無職のため扶養しているひとり親家庭の母または父	あり
乳幼児等	▶小学6年生になる年度の末日(3月31日)までの子	なし

●すでに医療費助成を受けている方へ

次の場合に該当するときは、届出をしてください。

	届出が必要なとき
共通	▶住所・氏名・健康保険が変わったとき ▶課税世帯から非課税世帯(または非課税世帯から課税世帯)が変わったとき ▶生計を主として維持する方が変わったとき ▶市外へ転出するとき ▶生活保護を受けるようになったとき ▶死亡したとき など
重度心身障がい者	▶手帳の等級変更により障がいの程度が変更となったとき
ひとり親家庭等	▶婚姻(事実婚も含む)をしたとき

次の場合は受給者証を使用できません。
 ▶学校・保育所・幼稚園等での負傷や疾病で日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となる場合
 ▶就学援助での医療券の対象となる場合
 ▶交通事故等の第三者行為による負傷や疾病の場合

●受給者証が使えなかった時、医療費の払い戻しができます

道外の医療機関を受診した時や受給者証を提示できずに受診した時は、健康保険証のみの受診となるため、年齢などに応じた自己負担割合の医療費をお支払いしていただく必要があります。このような場合は、受給者証の自己負担額を除き、お支払いした医療費の払い戻しが可能です。下記のものを持参のうえ、届出をしてください。

- 医療費受給者証
- 受給者本人の健康保険証
- 領収書原本
- 申請者(保護者)の印鑑(朱肉を使う印鑑)
- 申請者名義の口座番号の分かるもの

※払い戻しの申請ができる期間は受診の翌月から数えて2年間です。
 期間を過ぎた時や、申請がない場合は、払い戻しができませんのでご注意ください。

こんなとき	届出に必要なもの
65～74歳で一定の障がいがある方が、この制度へ加入しようとするとき	▶障がいを証明する書類(次のいずれか1つ)・年金証書・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳 など▶印鑑
生活保護を受け始めたとき	▶保護開始決定通知書▶保険証▶印鑑
生活保護を受けなくなったとき	▶保護廃止決定通知書▶印鑑
道外から転入するとき	▶負担区分等証明書▶印鑑
道内の他の市町村から転入するとき	▶保険証(前住所地で返却済みの場合は不要)▶印鑑
他の市町村へ転出するとき	▶保険証▶印鑑
限度額適用・標準負担額減額認定証または限度額適用認定証の申請をするとき	▶保険証▶印鑑
特定疾病療養受療証の申請をするとき	▶保険証▶特定疾病に関する医師の意見書▶印鑑 など
市内で住所が変わったとき、氏名が変わったとき	▶保険証▶印鑑
交通事故にあったとき	▶事故証明書(後日でも可)▶保険証▶印鑑
その他 ▶保険証をなくした(汚れて使えなくなった)とき	▶本人確認できるもの(使えなくなった保険証など) ▶代理人の場合は代理人の身分確認できるもの▶印鑑

※手続きの際は、本人確認の書類とマイナンバーカードなど個人番号が分かるものが必要です。



介護保険・高齢者福祉・福祉相談

介護保険のしくみ

問 高齢福祉課介護保険係 ☎63-0461

40歳以上の皆さんは、市が運営する介護保険の加入者(被保険者)です。保険料を納め、介護や支援が必要であると認められた場合には、費用の一部(所得に応じて1割から3割)を支払ってサービスを利用できます。

介護保険の利用

問 高齢福祉課介護保険係 ☎63-0461

- **要介護認定の申請** 介護サービスを必要と感じたら、市の窓口へ介護保険証を添えて要介護認定の申請書を提出してください。申請は、本人や家族のほか、ケアマネージャーや施設に代行してもらうことができます。
- **サービスの利用** 要介護認定を受けたら、ケアマネージャーにケアプランの作成を依頼し、さまざまな種類のサービスの中から、利用者の希望に合うものを組み合わせて利用できます。

地域包括支援センター

問 地域包括支援センター ☎68-8297

地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口です。保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士などが中心となって支援を行います。これらのスタッフはそれぞれの専門分野だけではなく、お互いに連携をとりながら「チーム」として、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことが出来るよう、介護・健康・福祉・権利擁護など高齢者の生活に関わるさまざまな相談や問題に対応しています。

高齢者福祉の各種サービス

問 高齢福祉課高齢福祉係 ☎62-3156

● 介護保険サービス以外で高齢者の生活を支援します

事業名	サービス内容	利用対象
食事サービス事業	夕食の宅配と合わせて安否確認を行います	65歳以上の在宅高齢者等
移送サービス事業	リフト付タクシーで市内移動を支援します	非課税者で介護3～5、身障1・2級
福祉除雪事業	積雪による家屋倒壊防止・緊急避難路確保を行います	非課税世帯で65歳以上の在宅高齢者等
間口除雪事業	市道に面する一戸建て住宅の間口除雪を行います	70歳以上の世帯、身障世帯等
福祉灯油事業	所得制限内の該当者に灯油券を助成します	非課税世帯で70歳以上の在宅高齢者等
緊急通報システム事業	緊急時の救護活動の迅速化・適正化を図るため、緊急通報機器を貸与します。	65歳以上で一人暮らしの世帯等

※上記サービスには負担金がかかるものがあります。

